

# 尼崎市中学校給食基本計画(改定)【概要版】

## はじめに

全国的に中学校給食の実施が進んでいることや、本市においても中学校給食の実施を望む保護者の声が高まっていること、市議会での陳情採択といった社会情勢等を踏まえ、中学校給食実施を前提に、平成28年1月に尼崎市立中学校給食検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置し、本市の中学生にとって望ましい給食の実施に向けた検討を行いました。

市では、検討委員会からの報告や市民意向調査の結果も考慮し、中学校給食の実施方式の検討を行った結果、「集中的な衛生管理による安全・安心な学校給食を提供できること」、「教育活動への影響が少ないこと」、「全校一斉に給食を提供できること」、「将来の財政負担が比較的小さいこと」などの観点から、給食センター方式により平成33年度中の開始を目指します。

## 第1章 中学校給食の実施に関する方向性について

### 基本計画の位置づけ

この基本計画は、将来にわたり、持続可能な運営ができるよう、本市における中学校給食の実施に向けた基本的な考え方や取組み等についてまとめたものです。

### 実施にあたっての基本的な考え方

#### 基本理念

成長期にある生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた給食を提供することにより、健康の保持増進、体位の向上を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用しながら食育の推進に取り組むことにより、食生活に対する正しい理解と望ましい食習慣を身に付けることを目指します。



#### 基本的な方向性

##### 1 完全給食及び全員喫食の実施

- ・ 望ましい食習慣の形成と生徒の健全な心身の育成のため、完全給食とします。
- ・ 統一的な食育指導ができるなど、給食の教育的意義を踏まえ、全員喫食とします。

##### 2 安全・安心な給食の提供

- ・ 学校給食衛生管理基準やHACCPの概念に基づき、衛生管理の徹底を図ります。
- ・ 食物アレルギー疾患対応マニュアルを整備し、誤配食防止等、安全に配慮します。

##### 3 適温による給食提供

##### 4 食育の推進

- ・ 中学校給食を生きた教材として活用し、食育を推進します。

##### 5 学校運営・教育環境への影響の軽減

- ・ 学校運営や教育環境への影響をできるだけ軽減するよう配慮します。

##### 6 円滑な導入

- ・ 公平性を重視しつつ、可能な限り早期かつ円滑に給食が実施できるよう取組みます。

## 実施方式

### 経費試算

本市において、安全・安心な給食を安定的に提供するための概算経費を試算しました。

	初期経費	運営経費（単年度）
自校調理方式	約 53 億円	約 7 億円
給食センター方式	約 39 億円	約 6 億円
親子方式	約 40 億円	約 7 億円
デリバリー弁当方式	約 3 億円	約 6 億円

（モデルプランでの概算額であり、施設整備条件、整備時期、敷地条件、業務内容等によって変動します。）

### 基本計画策定に係る市民意向調査

#### 実施方式に関する意見

主に自校調理方式、給食センター方式、自校調理方式又は親子方式での実施を望む意見が寄せられ、いずれの方式の場合においても、早期の実現を望む意見が多くありました。

#### 給食実施に関する主な意見

自校調理方式や親子方式での実施を望む方からは、適温提供や食中毒発生時の拡散リスク、食育の充実に関する意見が多くありました。

給食センター方式での実施を望む方からは、開始時期の公平性や学校環境への影響の軽減、コストに関する意見、集中した高い衛生管理についての意見が多くありました。

➡ 早期の給食実施、衛生管理の徹底、適温での給食提供、教育環境への影響の軽減、アレルギー対応、食育の充実などに配慮することが重要であると判断しました。

### 採用する実施方式

検討委員会からの検討報告内容や「実施にあたっての基本的な考え方」を踏まえ、市民意向調査の結果も参考に、安定的に安全・安心な給食を提供できるよう、長期的な視点から検討を行った結果、次の理由から、**給食センター方式の採用が最善であると判断しました。**

#### ア 集中的な衛生管理による安全・安心な学校給食が提供できること

集中管理による高度な衛生管理の徹底により、食中毒発生リスクや拡散リスクの低減と、食物アレルギー対応専用の調理室の設置により、安全で効率的な対応が可能になる。

#### イ 学校敷地への影響が最小限であり、生徒にとって教育活動への影響が少ないこと

学校敷地外に給食センターを整備するため、生徒にとって教育活動への影響が少ない。

#### ウ 全校一斉に給食を提供できること

給食センターの整備と並行して各中学校の配膳室を整備することにより、全校一斉に給食を開始することが可能である。

#### エ 将来の財政負担が比較的少ないこと

管理運営費用が比較的抑制でき、将来の財政負担の軽減を図ることが可能である。

#### オ 適温で給食を提供できること

保温・保冷に優れた食缶を用いることで適温提供が可能である。

#### カ 生徒の発達段階に応じた食育を推進できること

生徒の発達段階に応じた献立の研究や栄養教諭による食に関する指導が可能である。

## 第2章 施設整備等に関する方向性について

### 施設整備の考え方

#### 給食センターの建設候補地

市域がコンパクトであり、道路環境も整備されていることから、効率的な事業運営を行うため、1箇所とし、活用できる可能性のある市有地として、「西向島公園」「小田南公園」「公設地方卸売市場」の3箇所を選定し、都市計画法や建築基準法等の適合性や全体事業費のほか、市議会や市民から指摘・要望の強い開始時期の前倒しの可能性、将来の土地利用等についても考慮し、検討した結果、公設地方卸売市場は、当初スケジュールの前倒し実施が困難であることなどから、建設を見送ることとしました。また、西向島公園及び小田南公園は、課題解決に相当の時間が見込まれることなどから、建設予定地とはしないこととしました。

そのため、一定の規模を有し、土地利用が未定の市有地について、改めて検討した結果、旧若草中学校については、建築基準法第48条ただし書の建築許可を得る必要があるものの、必要な面積を確保できること、主要な幹線道路に接していること、市内中部に位置し中学校への配送も円滑に行えること、敷地南側の隣接地域が工業地域であり住環境への負荷も限定的であること、既存建築物等の撤去等もなく事業開始スケジュールを最大で6か月程度前倒しできる可能性が見込まれることから、都市計画法や建築基準法への適合を前提として、給食センターの建設位置や設備の工夫等による住環境への負荷軽減を図り、周辺住民の合意のもと、旧若草中学校（西川1丁目97 全体面積約22,981㎡のうち約9,000㎡）を給食センター建設予定地として決定し、速やかな給食開始を目指すものとします。

### 整備・運営手法

#### 給食センターの整備・運営手法

民間企業の資金や技術、ノウハウを活用することで、より効率的・安定的・継続的に給食を実施できることから、官民連携手法の導入を基本に進めていきます。

## 第3章 望ましい中学校給食の実現に向けた取組みについて

### 給食の運用

主な項目について次のとおり整理し、今後、学校や関係各所と協議を重ねて取組みを進めます。

献立内容、献立数、副食品数	
おいしい給食の推進	削り節・煮干しなどを使ってだしを取り、食材の持ち味を活かした調理を行うとともに、豊富な献立による魅力的なおいしい給食を提供します。
献立数	食材の安定調達と調理時間の短縮による食中毒防止の観点から、中学校を2つのブロックに分け、「2献立」を採用することを基本とします。
副食品数	栄養バランスを考慮し、「副食3品」で実施することを基本とします。
献立作成及び給食物資の選定・調達	
献立作成	市の管理栄養士と栄養教諭を中心に、献立を作成します。
給食物資の選定・調達	物資調達委員会を設け、食材の安全性や品質等を確認して選定することにより、安全で安定した物資の確保を行います。

食器具及び食缶類	
食器具	材質の安全性、破損時の危険性、重量、耐久性等を考慮し、PEN食器（ポリエチレンナフタレート製樹脂食器）の導入を基本とします。
食缶類	保温や保冷に優れた二重食缶を採用します。
地産地消	
米と牛乳は兵庫県産を中心に使用し、市内産野菜、市の伝統野菜や特産品を取り入れます。	
米飯給食	
給食センターに炊飯室を設け、おいしく温かい米飯給食を原則週5日実施します。	
食物アレルギー対応	
食物アレルギー疾患対応マニュアルを整備するとともに、給食センターにアレルギー専用室を設け、除去食を提供するなどのきめ細かな対応と誤配食事故防止策を講じます。	
給食費	
学校給食法の規定に基づき、食材料費は保護者負担、管理運営費は市が負担します。給食費の額は、学校給食摂取基準や社会経済情勢等を勘案し給食実施までに決定します。	

## 学校給食を活用した食育の推進

給食センターにおいて、生徒の発達段階に応じた献立の研究や、栄養教諭が各中学校に出向いた食に関する指導、社会体験活動の受け入れなどを検討します。

また、給食センターが広く市民に開かれた食育の拠点となるよう、食に関する講義や夏休みの料理教室等の開催を検討するとともに、給食センターだよりの発行、学校給食関係のホームページ開設などを通じた食育や学校給食に関する情報発信や、学校現場・家庭・地域と連携した食育の取組みについても検討します。

## 第4章 事業スケジュールについて

官民連携手法を導入し、円滑に整備等が進むことを前提に、給食開始時期を6か月程度前倒しし、平成34年1月を目指します。

### 【給食センター整備に係る主なスケジュール（案）】

年度 内容	平成30年度				平成31年度				平成32年度				平成33年度				平成34年度			
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
候補地の確定、整備計画作成、事業手法の検討及び確定・評価	◆			◆																
事業者募集、契約等				◆	◆			◆												
設計・建設								◆	◆				◆							
開業準備														◆◆						
事業運営															◆		◆			◆